



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インボイスの提出遅れを理由とし、VAT 第 13 号指令に基づく VAT 還付を却下

EU 域外の会社は、インプット VAT(Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)の還付を受けるためには、定められた期間内に、ドイツ税務当局にインボイスの原本を提出する必要がある。

2014年11月19日(2015年公表)、ドイツ連邦税務裁判所(Bundesfinanzhof: 以下「BFH」)は、VAT 第 13 号指令(EU 加盟国以外の事業者に対する還付を定めるもの)に基づくインプット VAT の還付手続に関する基準についての判決を下した。

EU 域外の会社は、EU の VAT 第 13 号指令によりドイツの請求書に記載されたインプット VAT の還付が可能である場合がある。ドイツにおいては、インプット VAT の還付を行うためには、たくさんの要件に合致する必要がある。その一つとして、翌年の 6 月 30 日までにインボイスの原本を税務当局に提出しなければならないことが定められている。

本件における納税者は、インボイスの原本を発見できなかったことから、インボイスの原本を期限までに提出をせずに VAT の還付申請を行った。その後、納税者は、6 月 30 日より後に、インプット VAT 還付に関する不服申立て手続の中で、インボイスの原本を提出した。これに対し、税務当局は、このインプット VAT の還付を却下していた。

BFH は、インボイスの提出遅延は会社の過失と考えるべきであり、還付手続後の不服申立て手続の中でインボイスの原本を提出することは、現状回復の機会を提供するものではなく、インボイスの検討をするべきものであることから、税務当局の決定を支持した。

同様の判決が 2014 年 6 月 5 日にあり、ケルン税務裁判所は、原告が期限以内にインボイスを電子的に提出できなかったことを理由として、VAT 第 8 号指令(EU 加盟国の事業者に対する還付を定めるもの)に基づく EU 企業によるインプット VAT の還付を却下した。

したがって、本件が 2010 年以前の還付請求を含むものとしても、ケルン税務裁判所の決定同様に、BFH の決定は、ドイツの裁判所は EU 法を厳格に解釈していることを示している。なお、BFH の決定前には、同様の裁判が保留になっていた。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。